



決 定 書

異議申出人 清田 乃り子

異議申出人（以下「申出人」という。）が令和5年5月1日に提起した同年4月23日執行の佐倉市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、佐倉市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

本件選挙において当選となった西田三十五候補（以下「西田当選人」という。）と、次点の申出人との得票数の差は185票であった。他方で、無効投票は1,513票もあったことから、全投票用紙を再点検すれば、当選結果に異動が生じる可能性があるとして、当選の効力を争うものである。

また、本件選挙における佐倉市選挙会（以下「市選挙会」という。）の開票事務の全てにおいて中立、公平及び公正さが担保されているか疑義があると指摘するものである。

第2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のように要約される。

- 1 市選挙会に送致された全ての投票箱が適正に開函され、投票箱の中にあった投票用紙が全て回収され、開票されたか疑義がある。したがって、当委員会において、これを再点検することを求める。また、市選挙会に送致された投票箱の数の開示を求める。
- 2 以前の選挙において、選挙人が投票所に赴いたところ、既に投票済みであると事務従事者から言われ、トラブルになったケースがあると聞いてい

る。このようなずさんな体制では投票の公正さが疑われる。したがって、本件選挙で同様のトラブルがなかったか、全投票所への聞き取り調査を求める。

- 3 機械による氏名の判別及び得票数の算定は、必ずしも正確とは言えない。1, 513票もある無効投票を再点検すれば、当選の結果に異動が生じる可能性がある。また、西田当選人と申出人の氏は、「田」の字が共通しており、機械による判別が困難な投票用紙があったはずであるが、これがどのように判断されたのか疑義がある。加えて、機械による判別が困難な投票用紙について、事務従事者及び選挙立会人による確認が必要であるにもかかわらず、今回は選挙立会人にその機会がなかった。さらに、500票ごとに括束された有効投票がいずれの候補者への投票であったかについても、選挙立会人が確認する機会はなかった。機械及び事務従事者のみの確認では、正確さ、公平性及び公正さが疑われるため、全投票用紙の再点検を求める。
- 4 開票結果の発表前に、西田当選人の陣営に開票結果が伝達された可能性がある。これは、市選挙会の中立性、公正性及び公平性が疑われる事態である。したがって、本件について調査を求める。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議申出が形式的な要件を備えた適法なものと認め、令和5年5月9日付けでこれを受理し、慎重にこれを審理した。

審理の結果は、以下のとおりである。

第1 当選の効力に係る争訟における判断基準について

本件異議申出の趣旨は、当選の効力を争うものであるところ、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）には、当選人の当選がいかなる場合に無効となるかについて、明文の規定がない。

しかし、法の全体的な立法趣旨等を鑑み、平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決においては、当選無効の原因となり得べき違法事由を、「当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」としている（同旨昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決）。

本件異議申出についても、当該裁判例と同様の趣旨が及ぶことから、当該裁判例に示された基準に基づいて当選の効力の判断を行うものとする。

第2 送致を受けた投票箱について

1 送致を受けた投票箱の数

各投票所から送致を受けた投票箱の総数は43である。その内訳は、当日投票所分が37、期日前投票所分が5、不在者投票分が1である。

2 投票箱の開函状況

各投票所から送致を受けた全ての投票箱は、施錠された状態で開披台の上に適正に置かれており、数量の不足等の不備はなかった。これについては、選挙立会人が開披台を巡回し、全ての投票箱に異常がないことを確認した。

その後、選挙長から開票開始の宣言がなされた後、各投票所から送致を受けた投票箱の鍵により、事務従事者が当該投票箱を開錠し、当該投票箱の中に入っている投票用紙を全て取り出し、開披台の上に載せたことにより、全ての投票箱の開函作業は終了した。投票用紙が取り出され、空になった投票箱については、会場内の後方に移動した後、選挙立会人が当該空の投票箱の中に投票用紙が残っていないことを確認した。

したがって、各投票所から送致を受けた全ての投票箱は適正に開函され、全ての投票用紙が回収されたことに疑いはない。

3 違法事由の存否

以上の事実から、投票箱の送致から開函に至るまでの経緯の中で、当選の効力に影響を与える違法事由は存在しない。

第3 投票所におけるトラブルについて

1 トラブルの有無

本件選挙において、申出人の主張するようなトラブルについては、当委員会は承知していない。さらに、本件異議申出を受け、期日前投票所を含む全投票所の職務代理者及び従事者に対し、調査を実施したが、申出人の主張するようなトラブルの報告はなかった。

なお、本件選挙の直前に実施された、令和5年4月9日執行の千葉県議会議員一般選挙においては、既に期日前投票により投票済みの選挙人が選挙期日当日に投票所に訪れ、投票しようとした事案があった。本事案に対しては、法第50条第2項の規定に基づき、当該投票所における投票管理者が投票の拒否を決定したものの、選挙人がこれを不服としたため、同条第3項の規定に基づき、仮の投票（以下「仮投票」という。）が行われた。その後開票所において、法第66条第1項の規定に基づき、開票管理者が開票立会人の意見を聴いた上で、当該仮投票の不受理の決定をしたも

のである。このように、過去の選挙において発生したトラブルに対しては、法令に基づく適切な対応が行われたことは明らかである。

2. 違法事由の存否

以上のとおり、本件選挙においては、申出人の主張するようなトラブルは発生していない。なお、投票所におけるトラブルの有無は、第1で引用した判決が示した違法事由のいずれにも該当しないため、当選の効力には影響しない。

第4 投票用紙の再点検の要否について

1 有効投票の点検及び計数

投票箱から取り出された投票用紙は、申出人の指摘するところの機械（以下「読取分類機」という。）により候補者ごとに分類される。この際、候補者の氏名が明瞭に記載されていると判断された投票用紙は、点検係に回付され、事務従事者が1票ごとに点検作業を行っている。点検作業が完了した投票用紙は、計数・括束係に回付され、2台の計数機により投票用紙の枚数を2回計数し、500票ごとに束ねている。

以上のとおり、読取分類機を通過した投票用紙は、申出人の指摘するところの「人による確認作業」である点検係による確認を経て、計数機による計数が2回行われるものであるため、有効投票の判定及び得票数の算定は適正に行われているものと判断する。

2 無効投票の審査等

(1) 無効投票の審査方法

読取分類機による投票用紙の分類、点検係による点検作業等において、候補者の氏名の記載が不明瞭であるなどの有効投票かどうか疑義のある投票用紙及び白紙の投票用紙などの無効投票と思われる投票用紙（以下「疑問票」という。）については、最終的に審査係に回付され、事務従事者が必ず複数人で投票用紙の内容を審査し、有効又は無効の判定をしている。

申出人は、西田当選人と申出人の氏に「田」の字が共通していることを挙げ、投票用紙の有効又は無効の判定に疑義があるとしているが、疑問票については、全て審査係が審査する体制が整っている。また、後述のとおり、審査係が無効投票と判定した投票用紙については、選挙立会人により無効事由ごとに確認されている。したがって、無効投票の判定についても適正に行われているものと判断する。

(2) 無効投票の総数

申出人は、本件選挙における無効投票数が1, 513票であったこと

から、当該無効投票数が多いことを主張している。しかし、過去3回の佐倉市長選挙における無効投票数は、下表のとおりであるところ、これらと比較して、本件選挙における無効投票数が特段多いとは言えない。

執行日	無効投票数
平成31年4月21日	975票
平成27年4月26日	1,488票
平成23年4月24日	1,779票

(3) 無効投票の無効事由

本件選挙の無効投票の無効事由ごとの内訳は、次のとおりである。

- ・候補者でない者の氏名を記載 113票
- ・2人以上の氏名を記載したもの 1票
- ・候補者の氏名のほか、他事記載 15票
- ・何人を記載したか確認し難いもの 6票
- ・白紙投票 952票
- ・単に雑事を記載したもの 246票
- ・単に記号、符号を記載したもの 180票

上記内訳を見ると、仮に申出人が求める投票用紙の再点検を行ったとしても、各候補者の得票数に変動が生じる可能性のない無効事由の無効投票が大部分を占めていることが分かる。また、残りの無効投票についても、前述した無効投票の審査が適正に行われている本件選挙においては、当該無効投票がいずれかの候補者の有効投票となることは、想定し得ないものである。

3 選挙立会人による開票事務の立会い

選挙立会人に対しては、選挙期日前日の午後4時に市選挙会の会場において、選挙立会人説明会を実施した。その中で、選挙立会人の役割、開票作業の流れ等を当委員会から説明し、開票事務全般について了解を得ていた。また、有効投票と判断され、計数を終えて集積台の上に載った投票用紙の束については、当該束を確認するよう選挙立会人に求める旨の記載のある資料を配付しており、この内容についても了解を得ていた。

そして、選挙期日当日の市選挙会において選挙立会人は、有効投票と判定された投票用紙については、集積台の上に載った投票用紙の束を確認した上で、有効投票決定表に押印した。また、無効投票と判定された投票用紙については、事務従事者から無効事由ごとに実際の投票用紙を示されながら説明を受け、その判定について了解した上で、無効投票決定表に押印した。

したがって、本件選挙における選挙立会人による開票事務の立会いは、

適正に行われているものと判断する。

4 再点検の要否

以上のとおり、全ての開票事務及び選挙立会人による立会いは適正に行われたのであり、当選人の決定に影響を及ぼす事務の誤り等は存在しない。また、当選人と申出人との得票数の差分（185票）、無効投票の無効事由ごとの内訳等を総合的に勘案すると、投票用紙の再点検を行ったとしても当選の結果に異動が生じる可能性はないのであるから、再点検の必要はないと判断する。

第5 開票結果の発表前に当該開票結果が西田当選人の陣営に伝達された疑いについて

1 本事案に係る調査結果

本件異議申出を受け、当委員会の委員及び事務局職員並びに事務従事者を対象に調査を実施した。その結果、開票結果の発表前に、開票結果が外部に伝達された事実は確認できなかった。

2 違法事由の存否

以上のとおり、本件選挙においては、開票結果の発表前に当該開票結果が外部に伝達された事実はない。なお、開票結果が発表前に外部に伝達された事実の有無は、第1で引用した判決が示した違法事由のいずれにも該当しないため、当選の効力には影響しない。

以上のことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

なお、異議申立書の末尾に公文書開示請求に関する記載があるところ、当該請求については、異議申立書が提出された令和5年5月1日に、別途申出人から公文書開示請求書が当委員会に提出されていることを申し添える。

令和5年5月30日

佐倉市選挙管理委員会

委員長 恵下 幸子



教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条

の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。